

20. 公害健康被害補償

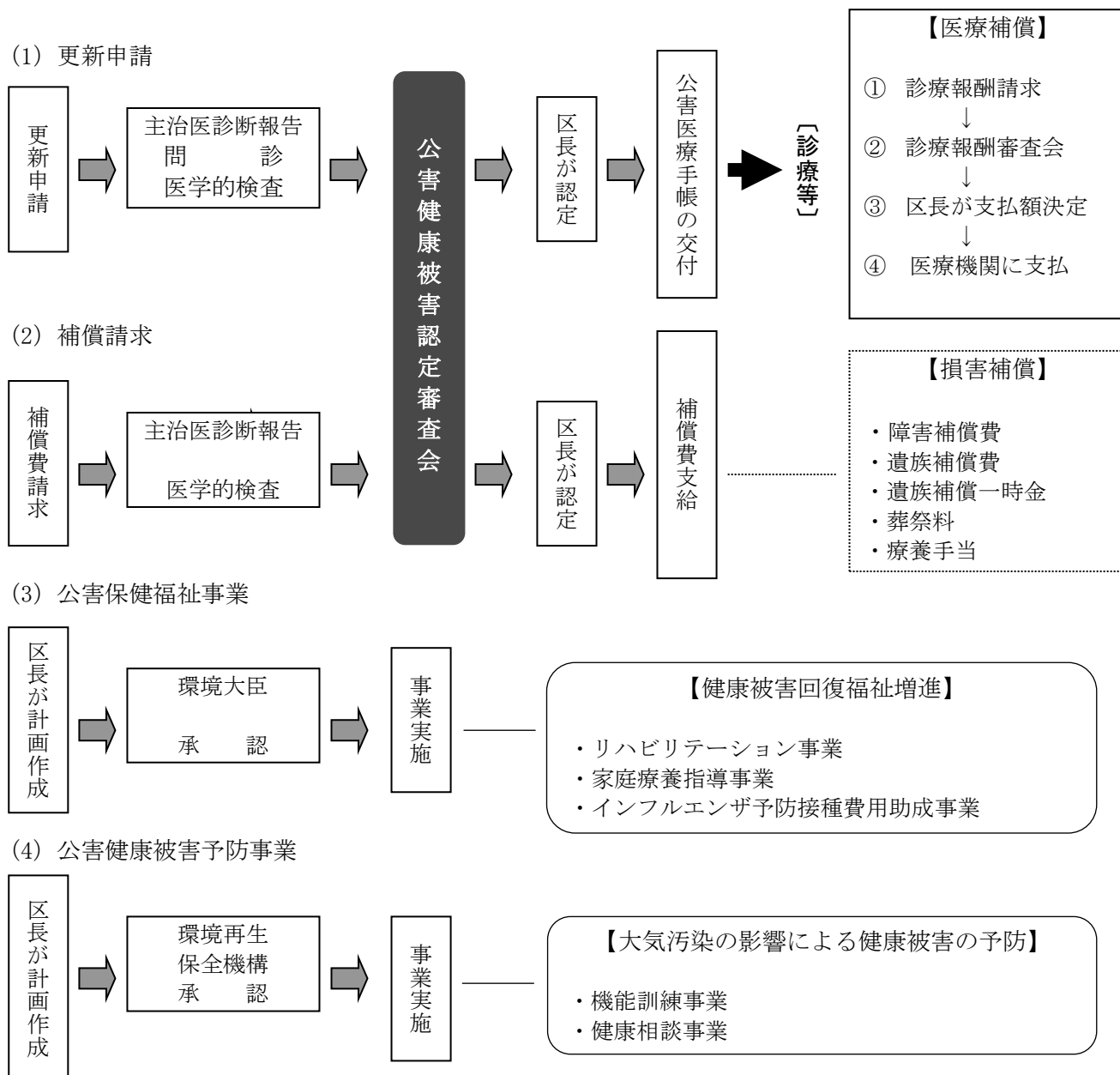
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行われ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日より指定地域が全面解除され、新規の認定が行われなくなった。

現在は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づき、これまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

[1] 認定更新等の仕組み



[2] 認定状況等

(1) 申請・認定件数

年度 \ 区分	転入（件）	死亡（件）	治ゆ等（件）	転出（件）	被認定者数（人）
2	7	7	6	5	433
3	5	8	1	5	424
4	6	11	2	0	417
5	4	9	7	2	403
6	9	11	3	4	394

□昭和50年12月19日～令和7年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	459	779	1371	503

(注) 昭和63年3月1日より、制度改正による新規申請・認定はない。

(2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

年度 \ 疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
2	0	413	17	3	433
3	0	404	17	3	424
4	0	398	17	2	417
5	0	388	13	2	403
6	0	378	14	2	394

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

年度 \ 障害の 程度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
2	0	0	10	161	262	433
3	0	0	9	157	258	424
4	0	0	10	148	259	417
5	0	0	8	142	253	403
6	0	0	8	137	249	394

□疾病・障害の程度別 被認定者数（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	7	127	244	378
慢性気管支炎	0	0	0	9	5	14
肺気しゅ	0	0	1	1	0	2
合 計	0	0	8	137	249	394

[3] 補償給付実績

年 度	件数・金額	件数（件）	金額（円）
2		8,939	328,896,471
3		8,649	324,571,531
4		8,435	303,291,247
5		8,197	297,214,899
6		7,815	289,422,864

□令和6年度 補償給付実績内訳

区 分	件数・金額	件数（件）	金額（円）
医 療 費		5,229	120,331,724
障 害 補 償 費		1,789	132,573,690
児 童 補 償 手 当		0	0
療 養 手 当		674	16,747,200
遺 族 補 償 費		119	15,365,650
遺族補償一時金		1	3,360,600
葬 祭 料		3	1,044,000
文 書 料 扶 助		0	0
合 計		7,815	289,422,864

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 令和6年度被認定者数 401 人
中央値

(B) 医療費総額 120,331,724 円

(B)／(A) 300,079 円

[4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区 分 年 度	公 害 健 康 被 害 認 定 審 査 会			公 害 健 康 被 害 診 療 報 酬 審 査 会	
	回数 (回)	審査件数 (件)	更新件数 (件)	回数 (回)	審査件数 (件)
元	12	322	196	12	5,762
3	12	245	109	12	5,613
4	12	249	119	12	5,458
5	12	293	184	12	5,393
6	12	223	105	12	5,142

[5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、本区ではリハビリテーション事業等を実施している。

□リハビリテーション事業、家庭療養指導事業

区分 年度	リハビリテーション事業		家庭療養 指導
	回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
2	2	34	25
3	2	26	10
4	2	21	4
5	1	10	2
6	1	21	2

□インフルエンザ予防接種費用助成事業

年度	接種人数 (人)	金額 (円)
2	180	561,510
3	162	535,058
4	161	531,384
5	143	490,784
6	130	447,922

[6] 健康被害予防事業

昭和63年の大気汚染指定地域解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになった。本区では慢性閉塞性肺疾患及びアレルギー性疾患に関する健康相談、指導を行なうことにより、疾患の予防と患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及や意識の向上を図っている。また、児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康回復を図ることを目的として水泳教室等を実施している。

(1) 健康相談事業

年度	ぜん息講演会		肺年齢測定会		ぜん息・COPD健康相談				COPD講演会	
					個別相談		グループワーク		ケアマネジャー向け	
	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加 人数 (人)	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加 人数 (人)
2	4	91	1	※	4	4	5	10		
3	4	76	1	※	6	3	6	0	1	30
4	4	99	2	169	6	7	6	0	1	23
5	5	151	1	108	6	6	6	0	1	21
6	6	182	2	195	6	3	6	0	1	13

※令和2年度、令和3年度の肺年齢測定会は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

(2) 機能訓練事業

□水泳教室

区分 年度	時期	回数 (回)	参加延人数 (人)	対象	場 所
2	5/11 ～ 11/16	20	※	小学1年生(令和 2年度より年長) から中学3年生	雑司が谷温水プール
3	7/28 ～ 1/24	20	※		
4	6/6 ～ 1/23	20	305		
5	6/5 ～ 1/15	20	321		
6	6/3 ～ 12/16	17	401		

※令和2年度、令和3年度の水泳教室は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

[7] ぜん息相談等

□ぜん息相談

(単位：人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	計
2	237	47	50	334
3	157	217	94	468
4	169	219	87	475
5	233	204	127	564
6	181	104	25	310

(注) その他とは、医療機関等との調整を含む

[8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、本区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。18歳以上の新規認定申請は平成27年3月末をもって終了となり、その時点で18歳以上の既認定者については認定の更新は行なうことができるが、平成30年4月より月額自己負担限度額が導入された。

区 分 年 度	大気汚染被害者認定審査会			各 年 度 末 の 被認定者数（人）
	回数（回）	審査件数（件）	新規件数（件）	
2	12	505	4	1,114
3	12	561	2	1,048
4	12	451	1	931
5	12	466	0	872
6	12	400	0	824

[9] 石綿健康被害救済事業

（独）環境再生保全機構は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿を原因とする疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）に罹患した患者で、労災の適用を受けない者を対象に救済給付を実施している。

本区では認定申請及び給付申請の受付事務を行なっている。

区 分 年 度	申請件数	相談件数
2	0	2
3	0	8
4	1	3
5	1	4
6	0	0